

告示

埼玉県告示第三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万九千八百八十一平方メートル

（変更後） 一万九千五百六十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一五二三台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一五〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 五六八台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 九七台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 二四八平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 二四六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 八四立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一四八立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 株式会社LIXILビバ 午前六時から午後九時三十分

未定一者 午前九時から翌午前零時

未定五者 午前九時から午後十時

（変更後） 株式会社LIXILビバ 午前六時から午後九時三十分

未定一者 午前九時から午後十時

未定十三者 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場①②③ 午前五時三十分から翌午前零時三十分

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

(変更後) 駐車場①③ 午前五時三十分から午後十時三十分

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午前八時三十分

ハ 変更年月日

平成三十一年十一月二十三日

二 届出年月日

平成三十一年三月二十二日

二 縦覧期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課